

議案第 106 号

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定により、関係地方公共団体の協議の上、次のとおり香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 5 日提出

三豊市長 横山 忠始

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

香川県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 15 日香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の備考 2 中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第106号関係】

香川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月15日香川県知事許可）
一部変更 新旧対照表（抄）

変更後（案）	現 行
別表第2(第17号関係)	別表第2(第17号関係)
略	略
備考 (1) 略 (2) 人口割については、前年度の3月31日現在の 住民基本台帳に基づく人口による。	備考 (1) 略 (2) 人口割については、前年度の3月31日現在の 住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口 による。